

# 事前確定運賃の導入について

令和元年10月14日

aimoto

## 記

### 1 事前確定運賃

平成31年4月26日国自旅第30号により運賃料金制度が改正され、事前確定運賃が導入されました（同日施行）。

事前確定運賃とは、配車アプリ等に搭載された電子地図を用いて、お客様（旅客）が入力した乗車地点と降車地点との間の推計走行距離を基に距離制運賃に準じて別途定める方法により算出し、乗車前に運賃額を確定する運賃です（運賃制度1(1)ニ）。配車アプリとは、スマートフォンやタブレット端末上でタクシーの配車依頼等を行うためのアプリケーションソフトウェアのことです。電子地図は、一般的に流通しており、地図情報が定期的に更新される仕組みを持ったものに限られています。

距離制運賃の適用を想定した運送を行おうとする場合において、お客様（旅客）の求めや同意があるときは、事前確定運賃を適用することもできます（運賃制度1(2)）。

事前確定運賃の要件および適用方法その他の取扱いについては、「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」という通達によることとされています（運賃制度1(6)）。

### 2 試験における対応

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃の種類は、距離制運賃、時間制運賃、定額運賃とされています。」という関東運輸局平成30年3月試験第38問は、出題当時は正しいものでしたが、改正後は事前確定運賃が含まれていないため誤りとなります。

令和元年11月試験において出題された場合、試験問題が準拠する施行日が平成31年4月1日で施行されている法令に基づくものとされていれば正しいものとして解答し、令和元年5月1日現在またはそれ以降であれば誤りとして解答することになります。

以上